

「国際協力銀行の業務の拡充に関する要望」提出

わが国政府は、成長戦略の重要な柱の一つとしてインフラシステム輸出を位置付けている。また、海外における資源の開発、取得も引き続きわが国にとって重要な課題である。商社業界としては、インフラ輸出や資源開発において期待されている役割を担うとともに、こうした巨額の資金を要し、大きなリスクを内包する案件については政府による一層の支援が必要との認識の下、財務委員会（委員長：内田貴和・三井物産㈱執行役員財務部長）において、海外巨額プロジェクトの受注に関し重要な役割を果たしている国際協力銀行の業務のさらなる拡充を求める要望書をまとめ、3月20日に会長名にて財務大臣、経済産業大臣、外務大臣、および国際協力銀行総裁に提出した。

2015年3月20日

国際協力銀行の業務の拡充に関する要望

一般社団法人日本貿易会
財務委員会

近年の新興国、途上国のみならず先進国においても今後更なる市場の拡大が見込まれる世界のインフラ需要への対応や、国際協力銀行（JBIC）の設立目的の1つとされている「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得」など巨額の資金を要すると同時に大きなリスクを内包する案件については、政府による一層の支援により日本経済界全体の競争力の向上に繋げていくことが肝要との認識の下、海外資源の開発・取得、我が国産業の国際競争力の維持・拡大に重要な役割を担う国際協力銀行業務について下記の通り更なる機能の充実と改善を要望する。

記

1. 体制強化と審査の一層の迅速化

インフラプロジェクトにおけるPPPを含む民間主導案件の増加や資源権益の取得案件など、近年、事業規模の巨額化や事業に内包されるリスク、またストラクチャーが多様化・複雑化する傾向にある。これらに対応するため、JBICには更に踏み込んだリスクシェア機能の強化（後述2.ご参照）を検討頂くと共に、入札案件等、よりタイトスケジュールの中でより迅速な意思決定、条件提示が要求されるケースが多くなっている。

(1) 人員面を含めた体制強化・審査の一層の迅速化

厳しい国際競争に晒されている我が国産業・企業を支援する観点から、組織（特に人的リソース）の拡充により、審査時間の一層の迅速化を図って頂きたい。また、セクター別の組織に加えて国担当での対応も頂いているが、地域別の窓口についても、判り易くして頂きたい。なお、案件クロージングまでのスケジュールに関し、特にM&A案件（出資案件）においては

より迅速な意思決定を求められるケースが多いため、最終投資判断に至るまでの行内審議の更なる迅速化を検討願いたい。

(2) 自己資本の更なる充実

また、巨額案件への対応力強化の観点からは、自己資本の拡充も検討頂きたい。

2. リスクシェア機能の更なる拡充

資源案件、インフラ分野などにおける事業環境や内包するリスクは多岐にわたるものであり、以下の通り、それぞれの事業環境に応じた事業リスクシェア機能の更なる拡充を検討頂きたい。

(1) リスクシェア機能の一層の拡充

JBICが建設期間中よりノンリコース又はリミテッドリコースによるファイナンスを提供するのは現状IPP等の一部事業に限定されるが、他の事業領域においても案件を個別に精査して完工リスクが取れると判断されるものに関しては、リスクシェア頂きたい。

現状JBICの融資条件は市中銀行の条件をベンチマークとする等、民間との差別化が見出しにくくなっているが、政府系機関として民間とは異なる判断軸を以って更に踏み込んだ支援を行って頂きたい。

(2) サブソブリンリスク

昨今は新興国においても地方分権が進み、地方政府によるPPP事業やその下部組織がオフテイクとなるケース等、ホスト国政府によるオフテイク保証が担保されないケースも散見されることを踏まえ、サブソブリンリスクのシェアについても一層検討願いたい。

3. 日本裨益に関する柔軟性向上

投資金融に関する日本裨益の判断においては、本邦企業による出資比率や経営参画権、また資源案件に於ける本邦引取り義務など、外形標準的な判断基準が適用されるが、以下の例のように、個々のプロジェクトの意義や特性に応じ、プロジェクト全体のリスク低減の観点も踏まえ、柔軟な判断を頂きたい。

(1) 本邦からの輸出を伴う事業

海外投資パートナーと共同で取り組む事業案件において、日本のEPCの技術的競争力が期待される場合、輸出信用とのコンフリクトから投資金融の適用が困難と判断されるケースがある。本邦企業の積極的な海外進出や事業展開の支援という観点から柔軟な対応を検討願いたい。

(2) 海外投資パートナーとの事業

従来、日系企業のパートナー参画が望まれたが、様々な業界動向から本邦企業のみによる海外事業投資では以前のような競争力が期待しにくくなっており、単独では事業ノウハウが足りない等の理由で外国企業とのコンソーシアムを組成せざるを得ない場合もある。更には、商社が海外投資パートナーと先鞭的に取り組み、その後本邦企業の海外事業展開へ繋げる等のノウハウを蓄積してきた前例もある。こうした状況を踏まえ、投資金融に関する日本裨益の判断(出資比率/O&M等)において柔軟な対応を検討願いたい。

(3) 本邦出資者の出資比率変更の際の取扱い

日本裨益の1つである出資比率に関し、事業内容やポートフォリオの見直し等により、事業期間中であっても出資持分を減少せざるを得ない可能性があるが、この変更の取扱いに関し柔軟な対応を検討願いたい。

4. 協調融資に関する柔軟性向上

前述の通り資源案件分野やインフラプロジェクトでは、規模の巨額化や事業期間が長期化する傾向にある。一方、市中銀行の動向は、メガ3行を中心に邦銀は引き続き大きなプレゼンスを発揮しているものの、米系金融機関（含むカナダ）の10年超の融資に対する消極姿勢や、嘗て大きな存在感を示した欧州系銀行の戻りも斑模様の感がある中、市中の協調融資組成が必ずしも容易ではない状況が続いている。斯かる状況を踏まえて以下のような協調融資に関する柔軟性向上について検討願いたい。

(1) JBIC 協調融資比率の引き上げ、市中優先償還への柔軟対応

巨額・長期の資金が必要となる案件における市中金融機関からの資金調達量については制約がある。総合的なプロジェクトコストの競争力を高めるためにも、案件固有の状況や意義に応じて協調融資比率の引き上げや市中優先償還への更なる柔軟な対応を検討願いたい。特に、新興国向け案件や米国等から制裁を課されている一部の国向けの輸出金融については、市中完全優先償還を柔軟に対応頂きたい。

(2) 他国際機関との協調融資

IFC等の一部マルチラテラルとの協調融資について、例えばPreferred Creditor Status等の調整が必要なことは認識するも、今後も直接対話を継続頂き、マルチとの協調融資による巨額案件への支援を実現頂きたい。

(3) 商社の保有する金融子会社からの融資の取扱い

本邦商社の多くは、資金調達の効率化やALMの最適化の観点から、グループ内に金融子会社を保有し、ここに資金オペレーションを集約化する形態が一般化しつつある。斯かる実情を認識頂き、金融子会社経由の融資を協調融資として認めて頂きたい。

(4) JBIC 単独融資の検討

現状、欧米の対ロシア・イランなどの経済制裁に伴い、欧米に拠点を有する邦銀は自主規制により対象国への融資に慎重な姿勢を取っているが、斯様な状況下ではJBIC単独での融資の許容やEPRGカバー、協調融資比率の緩和の他、民間金融機関にJBICの特例措置を施す等で、制裁関連諸国との決済を可能ならしめるスキームを検討頂きたい。

5. 現地通貨対応の拡充

途上国におけるPPP案件においてIPP、水事業、交通インフラ事業など収入が現地通貨となる案件の取り組みが増えており、よって資金調達においても現地通貨建融資の必要性が高まっておりますところ、現地通貨建融資等、貸出機能の更なる拡充を検討頂きたい。

なお、通貨スワップによる現地通貨建融資の場合、事業計画の変更等による期前返済に伴うスワップ解約コストの負担を軽減すべく、キャッシュフローの変動時にもスワップ解約コストの借入人負担のない形での現地通貨建融資（外貨プール方式）や先進国通貨（豪ドル、加ドル等）については当該通貨建での資金調達も含めた対応を検討願いたい。また、地場有力銀行によるローンへの保証供与等の対応（長期ファイナンスの実現のためのリファイナンスリスク保証を含む）も視野に入れた検討を願いたい。

6. 出資機能に関する商品性向上

海外展開支援出資ファシリティ等、優先株によるJBIC出資機能の強化は、民間へのリスク

マネー供給補完としては歓迎される一方、その商品設計においては、以下の例にあるように未だ使い難い点があり、更なる改善につき検討頂きたい。

- (1) 償還確実性については理解しているが、事業推進者としての立場も踏まえて、出資の際には普通株の引受けも含め民間企業と同等のリスクテイクを検討頂きたい。
- (2) 昨今のグローバル経済においては、事業を取り巻く外部環境の変化だけでなく、出資者の内部環境の変化によっても、事業や資産のポートフォリオの見直しや入替を求められることが想定されるため、民間出資者による事業からのExitに関しては柔軟な対応をお願いしたい。

7. その他

(1) Feasibility Study (F/S) 支援の拡充

現在のインフラ輸出に対するF/S支援制度は入札を経なければならず、資金拠出までに時間を要するため、特に受注確度が高い案件に対しては案件タイトとし、F/S資金の拠出を迅速に進める等の制度運用の多様化をお願いしたい。

(2) 入札における早期の条件提示

①入札案件での入札時条件提示

現在、入札案件では応札時にLOIを発出して頂いているが、Financial Modelの一層の精緻化による、より競争力のある入札価格の提示に繋げることを期し、市中銀行と同等内容のコミットメントレターの発出、若しくは入札者に対する書面での融資条件の提示も検討頂きたい。

②国際入札における本邦企業の競争力維持

JBIC行内の決裁取得までのプロセスに依り、入札までのスケジュール管理が難しいことから、決裁取得までのスケジュール等を極力早い段階で提示頂きたい。また、電力案件等の国際入札において、ファイナンス条件を含め投資採算を固めた上で応札に臨む必要性が増していることから、より早期の融資条件の提示をお願いしたい。

(3) 海外展開支援融資・出資ファシリティの恒久化

現在、海外展開支援融資ファシリティの融資承諾期限は平成28年6月末日となっているが、日本企業による海外M&Aや資源・エネルギーの確保において同融資・出資ファシリティは重要な機能を果たしており、是非とも恒久化して頂きたい。

(4) 期前返済手数料の減免

プロジェクトが完工し安定的な事業運営が遂行可能な段階においては、当該時点において市中銀行より競争力のある融資を受けられるケースがあるため、掛かるケースにおける期限前返済手数料（ペナルティ）の減免措置につき検討頂きたい。

(5) ウェブサイトを通じた業務の効率化

輸出金融の場合、相談を開始してから融資契約を締結するまでの間にJBICへ提出する書類が定型化されていることから、JBICのウェブサイト上で定型フォームや標準的な手順およびスケジュールを公開することで、JBICおよびユーザー双方の業務省力化・効率化を図ることを提案したい。

(6) 石炭火力発電案件への支援継続・強化

OECDにて石炭火力発電案件への公的金融支援の規制につき議論がなされているところ、高効率石炭火力案件へのインセンティブ強化およびその他石炭火力発電案件への支援継続をお願いしたい。